役員退任慰労金規程

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日	作成者	承 認 日
1.0	初版	H16. 07. 01	総務部	H16. 7. 1
2. 0	規程作成細則実施に伴う書式変更	H22. 04. 01	総務部	H22. 03. 30
3. 0	第2条 支給額算定基準の変更	H23. 03. 30	総務部	H23. 03. 30

目 次

第	1条	目	的
//)	1 7 1		ロカ

第 2条 支給額の算定基準

第 3条 功労金

第 4条 支出決裁

第 5条 遺族の認定

第 6条 積立基準

第 7条 積立金の管理

第 8条 積立金の取崩

第 9条 適用範囲

第10条 規程の改廃

役員退任慰労金規程

規程番号 0801-0000-00-規制定日 2004年 7月 1日 改正日 2011年 3月30日

(目的)

第 1条 この規程は、退任した役員の慰労金の支出基準およびその原資にあてるための積立てについて定める。

(支給額の算定基準)

- 第 2条 退任慰労金は、次の算式により算定された額とする。
 - (1) 各在任年度の年報酬額×1/12×2の総和とする。ただし、在任年数1年に満たない期間は、月数計算(15日以上端日切上)を行う。
 - (2) 前号の計算において、1,000円未満の端数は、四捨五入する。
 - (3) 常勤・非常勤役員の異動または、任期途中での退任等役位変更があった場合は、月割りでその都度算出する。

(功労金)

第 3条 在任中、特に会社の事業に貢献し、功績顕著であると取締役会が認めた役員には、功労金を加算することができる。

(支出決裁)

第 4条 退任慰労金および功労金は、株主総会の決議をもって定め、本人または遺族に支給する。

(遺族の認定)

第 5条 役員の死亡による退任慰労金の支払いを受ける遺族の範囲および順位は、労働基準法施行 規則第42条から45条までの規定を準用する。

(積立基準)

第 6条 退任慰労金の支出準備のため、第2条に定める基準により計算した範囲内の金額を取締役会で協議し、積立てるものとする。

(積立金の管理)

第 7条 積立金は役員退任慰労積立金とする。

(積立金の取崩)

第 8条 積立金を退任慰労金の支出にあてる場合は、第2条に定める基準にもとづき取締役会において協議し、株主総会の決議を経たのちでなければ取崩し支出することができない。

(適用範囲)

第 9条 この規程は、役員が退任したときに適用する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は取締役会の決議による。